人生100年時代に、今から備えて安心

ご本人と家族が、ずっと安心して過ごすための万が一に備えた予約サービス

予約代理人届

将来、預金者ご本人さまが 認知症等により判断能力 が低下した場合に備え、
推定相続人を「代理人」に指定し、ご本人の判断能力が低下した後は、
預金のお引出しや住所変更等を代理人が代わってお手続きいただくサービスです。

予約代理人届とは

万が一に備えて、ご自身での預金お引出し等のお手続きが困難になった時のために、あらかじめ代理人を指定しておきたい、という場合にご利用ください。

1 「予約代理人届」のご提出

代理人予約届のお申込み

ご本人さま（預金者）の認知機能・判断能力が低下または喪失し、金融取引ができなくなる場合に備え、将来ご本人さま（預金者）の代わりに、ご指定いただいた代理人さまにお引出し等のお手続きをいただくため、あらかじめ代理人を予約しておきます。

2 「予約代理人届」ご提出後

引き続き、
ご本人がお取引

代理人ご予約後も、変わらずご本人さま（預金者）に預金お引出し等お手続きいただけます。

3 代理人とお取引開始

ご本人が
認知機能・
判断能力低下
または喪失

診断書のご提出の後
代理人による
お取引開始

ご本人さま（預金者）の認知機能・判断能力が低下または喪失し、ご指定の代理人さまから診断書をご提出いただいた後は、ご本人さま（預金者）の預金等（代理人によるお取引の範囲）について、代理人さまにお手続きいただきます。

●詳しくは、窓口または担当者へお問い合わせください。

けんしん BANK

長野県信用組合　2023年10月2日現在

人生100年時代に、今から備えて安心

ご本人と家族が、ずっと安心して過ごすための 万が一に備えた予約サービス

予約代理人届の概要

ご利用いただける方	当組合に口座をお持ちの個人のお客さま　※口座開設店にてお申込みください。	
代理人の範囲	推定相続人さまの中から1名に限り、代理人のご指定をいただきます。	
ご提出いただく書類	「予約代理人届」のお申込み	ご本人さま（預金者）の戸籍謄本（出生から現在まで） ご本人さま（預金者）の推定相続人さまを確定できる戸籍謄本 ご本人さま（預金者）および代理人さまの本人確認書類 ご本人さま（預金者）のお届出印
	代理人によるお取引開始時	医師の診断書、代理人さまの本人確認書類
	代理人による お引出し、紛失届等	代理人さまの本人確認書類、 お引出しする口座の通帳とお届出印等
お申込方法	ご本人さま（預金者）および代理人さまがご一緒に窓口にお越しいただきお申込みください。 推定相続人さま全員のお名前、ご住所をご提出いただきます。 ※ご本人さまの意思能力に疑義がある場合は、お申込みいただけません。 ※普通預金口座をお持ちでない場合は、開設していただきます。	
推定相続人への ご通知	以下の場合、推定相続人さま（代理人さま以外）へ、郵送によるご通知を行います。 ①お申込時　②代理人さまによるお取引開始時	
代理人による お取引開始	代理人さまから、ご本人さま（預金者）の認知機能・判断能力の低下または喪失にかかる医師の診断書をご提出いただいた後、代理人さまによるお取引を開始します。 ※診断書を確認させていただくため、数日お時間をいただきます。 代理人さまによるお取引開始のお申出を受けた当日のお取引はできません 。 ※診断書の内容により、代理人さまによるお取引開始を認めない場合があります。 ※ご本人さま（預金者）のご来店は不要です。	
代理人による お取引の範囲	●流動性預金（当座預金は除く）の入出金・解約 ●定期性預金の解約・書替 ●諸届（変更・紛失・再発行等）の提出 ●残高証明書等発行 ●金融商品の解約 ●出資金の譲渡 ●口座振替の設定（申込・変更・解約） ※定期性預金、金融商品の解約および出資の譲渡は、預金名義人の口座へ入金させていただきます。	
代理人による お取引開始後にご利用 いただけなくなるお取引	●キャッシュカードによるお取引 ●けんしんネットバンキング ●無通帳型普通預金 ●貸金庫取引 （本制度の代理人が貸金庫契約の代理人である場合は開閉が可能となります。）	
お使いみちの確認	1回あたり50万円を超えるお引出しは、請求書等によりお使いみちの確認をさせていただきます。	
本サービスの手数料	無料（ただし、各種手続きにより、所定の手数料がかかる場合があります。）	
変更・停止	サービスの変更や制度の利用停止は、口座開設店にて所定の手続きをお取りください。	
ご注意事項	代理人さまによるお取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当組合はそれに応じます。	
代理人取引の中止	●ご本人さま（預金者）または代理人さまが死亡した場合 ●代理人さまが認知機能・判断能力が低下または喪失した場合 ●ご本人さま（預金者）に成年後見開始の審判があった場合 ●代理人さまが行う取引に疑念や不審な点があると当組合が判断した場合 なお、ご本人さま（預金者）が死亡した場合のご預金のお引出し（解約）は、相続手続きにより行います。	

●詳しくは、窓口または担当者へお問い合わせください。

けんしん BANK

長野県信用組合　2023年10月2日現在